

# 誰もが安全で安心できる 暮らしづくり

## 7つのプロジェクト

基本目標Ⅱの実現に向けた施策展開の方向である「健康・医療、福祉の充実」、「暮らしの安全確保」、「働く人への支援と職場環境整備」、「環境を守り、持続可能な社会を形成」、「安心して暮らせる生活の場づくり」を推進するため、次の7つの重点プロジェクトを設定します。

### 7つの重点プロジェクト

#### プロジェクト6

**「医療先進県ぐんま」推進  
プロジェクト**

#### プロジェクト7

**誰もが安心して生活できる  
福祉充実プロジェクト**

#### プロジェクト8

**安全な暮らし実現  
プロジェクト**

#### プロジェクト9

**災害に強い県土を築く  
プロジェクト**

#### プロジェクト10

**誰もが安心して働ける  
労働・雇用環境づくり  
プロジェクト**

#### プロジェクト11

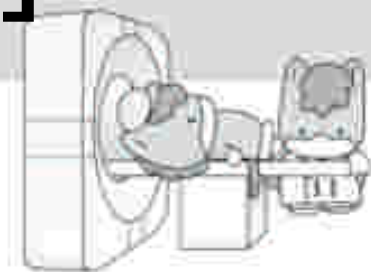
**優れた群馬の環境を守り  
未来に継承する  
プロジェクト**

#### プロジェクト12 **地域住民の生活を支える 「地域力」強化プロジェクト**

安心して暮らせる生活の基礎となる場として、地域における人と人が支え合う力「地域力」を維持・強化するためのプロジェクト

プロジェクト6

# 「医療先進県ぐんま」 推進プロジェクト



## プロジェクトのねらい

本県では、4つの県立の専門病院や、県と群馬大学が共同で整備した世界最先端のがん治療施設である重粒子線治療施設などをはじめとする医療機関において、高度で先進的な医療が提供されています。また、中学校までの子ども医療費完全無料化の実施や、県内どこからでも概ね20分以内に現地に到着し、すぐに初期治療を開始することが可能なドクターヘリの運航など、医療の充実に向けた本県の取組は全国屈指の先進的なものです。本県の大きな強みであるこうした取組をさらに充実させ、多方面で活かしていくことにより、県民の生命と健康を守る「医療先進県ぐんま」の実現に向けた取組を推進します。

## 主な取組

### 1 高度・専門医療の提供

県立病院において、高度かつ専門的な医療を提供するとともに、がん対策推進条例に基づく「がん」の対策に取り組みます。

<p>(1) 県立病院における高度・専門医療の提供</p>	<p>心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの県立4病院において、それぞれの分野の高度・専門医療を提供します。</p> <p>県立病院において、遠隔医療支援画像診断システム*の活用や、紹介・逆紹介*の促進等により、地域連携の強化を図ります。</p> <p>県民から信頼される県立病院として、ヒヤリ・ハット事例*への対応等、医療安全管理対策を着実に進めます。</p>
<p>(2) がん対策</p>	<p>「がん対策推進条例」に基づき、がん対策を県民と一体となって総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>県民に等しく質の高いがん治療が提供できるよう、重粒子線治療を受けやすい環境の整備、がん診療連携拠点病院等の整備など、がん医療提供体制の整備を図るとともに、すべてのがん患者及びその家族の不安や苦痛の軽減、療養生活の質の維持向上を実現するため、緩和ケアの充実を図るとともに、相談支援や情報提供体制を充実します。</p> <p>がんセンターにおいて、手術、放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせる集学的治療に取り組むとともに、緩和ケアの充実に努めます。</p> <p>がん検診の実施主体である市町村や民間企業と連携してがん検診受診率の向上に取り組むほか、女性に特有のがんについては、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種や各種検診事業の促進が図られるよう、がんに関する正しい知識の普及啓発などを行い、がんの予防・早期発見の推進に努めます。</p>

## 2 救急医療体制の充実

ドクターヘリや専門病院等の強みを活かし、かけがえのない生命を救う救急医療体制を充実させます。

(1) 救急医療対策	初期・二次・三次の各医療機関による救急医療体制を整備するとともに円滑な救急搬送を支援します。 ドクターヘリにより県内全域において迅速な救急医療を提供するとともに、災害拠点病院等における夜間使用可能なヘリポートの整備を促進し将来の夜間運航に向けた環境を整備します。 北関東唯一の高度救命救急センターであり、ドクターヘリの基地病院である前橋赤十字病院や三次救急医療を担う国立病院機構高崎総合医療センター、群馬大学医学部附属病院の機能の維持・強化を図るとともに、東毛地域において総合太田病院の救命救急センター整備を支援します。 県内全域で均質で迅速な救急医療を提供できる体制のさらなる充実を図ります。
(2) 周産期医療対策・小児3次救急体制の充実	周産期母子医療センターの運営支援等により、ハイリスクな分娩や新生児へ高度な医療を提供するとともに、周産期医療情報システムの運用等により、限られた医療資源を有効に活用するため、周産期医療機関の連携体制の整備を行います。 周産期・小児3次救急体制の充実を図ります。
(3) 県境域における県外との連携推進	関東近県同士で、ドクターヘリのバックアップ体制等の県境を越えた救急医療の連携を推進します。

## 3 安心して医療を受けられる環境づくり

医療施設へのアクセス強化や医療負担軽減により、安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 道路網等の整備による医療施設へのアクセス強化	地域の中核的な医療施設へのアクセス強化を図り、どの地域においても高次医療や特定の診療科目等を受けられる環境づくりに取り組みます。
(2) 子どもが安心して医療を受けられる環境づくり	子ども医療費の完全無料化や小児救急医療電話相談などにより、子どもが安心して医療を受けられ、親の不安を軽減できる環境を整備します。
(3) 難病患者への支援	難病療養者やその家族への相談支援を行うとともに、医療費の公費負担により在宅療養を支援します。

## 4 健康づくりの推進

病気にならないための健康づくりを推進するとともに、仮に病気になったとしても早期発見・早期治療ができるように支援を行います。

(1) 生活習慣病や感染症の予防対策の推進	生活習慣の改善や生活習慣病予防などの環境整備や普及啓発を進めます。 結核、エイズ、インフルエンザ等の感染症の予防及びまん延防止を図ります。
-----------------------	--

(2) 食育*の推進	食を考える習慣を身につけ、心身ともに健全な食生活を送るため、子どもから高齢者までのライフステージに応じた食育を推進します。
(3) スポーツを通じた健康づくり	健康の保持や生活習慣病の予防・改善に効果があるスポーツ活動の環境整備を推進します。

目標・指標

がん検診受診率

(男性)

現 状	
胃がん	36.3%
肺がん	29.3%
大腸がん	29.5%
(H19年度)	



目 標	
胃がん	50.0%
肺がん	50.0%
大腸がん	50.0%
(H24年度)	

(女性)

現 状	
胃がん	28.8%
肺がん	24.4%
大腸がん	24.2%
子宮がん	24.2%
乳がん	24.4%
(H19年度)	



目 標	
胃がん	50.0%
肺がん	50.0%
大腸がん	50.0%
子宮がん	50.0%
乳がん	50.0%
(H24年度)	

人口10万人あたりのがんによる死亡率(年齢調整後)<sup>1)</sup>

現 状
80.7
(H21年)



目 標
70.7
(H27年)

1) 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成の差を取り除いて調整を行った、人口10万人あたりのがんによる死亡率。

遠隔医療システム(画像診断等)の導入状況

現 状
18病院
(H20年度)



目 標
65病院
(H27年度)

# 誰もが安心して生活できる福祉充実プロジェクト



## プロジェクトのねらい

人それぞれにさまざまな生き方や個性があり、幼い子もいれば老いた人もおり、何らかの障害のある人もいます。しかし、誰もが一人の人間として、自分らしく幸せに生きる資格を持っていることに違いはありません。年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して自立した暮らしを続け、共に生きることができる社会こそ、「ふるさと群馬」の本来あるべき社会の姿です。

こうした社会を実現するため、地域生活を送る上で特に困難を抱えることが多い高齢者や障害のある人の暮らしをさまざまな方面から支え、「QOL\*（生活の質）の向上」を重視した福祉施策を充実させます。また、日常生活を行う上で困難となるバリアを取り除くバリアフリー\*の推進とともに、はじめからバリアを設けないようなユニバーサルデザイン\*を取り入れた社会づくりの推進に取り組みます。さらに、虐待防止対策、認知症対策、自殺対策など、さまざまな立場の人の福祉を守る対策を推進します。

## 主な取組

### 1 高齢者福祉の充実

介護が必要であったり、一人暮らしで不便を抱えていたり、認知症であったりなど、さまざまな困難を抱える高齢者に対する福祉施策を充実させます。

(1) 高齢者の地域での安心した生活のサポート

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が地域で安心して生活するために、生活の支援や見守りのためのネットワーク構築など、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村の取組を支援します。

日々の買い物に気軽に行けない高齢者を中心に、中心市街地商業活性化支援事業や商業活性化支援事業などの補助制度を活用し、市町村とともに商店街の取組を支援することで、買い物利便性の向上を促進します。

認知症サポーターの養成や成年後見ネットワークの構築など、認知症高齢者を地域で支える環境づくりに取り組みます。

(2) 介護サービス基盤の整備

特別養護老人ホームの入所待機者の状況を踏まえ、地域の実情や高齢者の心身の状況に応じた適切な施設や住宅の整備を積極的に推進します。

在宅や住み慣れた地域での生活が維持できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の多様な介護基盤や支援の充実等を図ります。

## 2 障害者福祉の充実

障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう、生活の基盤整備、就業支援や生活支援等を通じて、自分らしい生き方の実現を支援します。

(1) 障害者の地域生活の基盤整備	<p>障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活ができるよう、住まいの場としてのグループホームやケアホーム、日中活動の場としての通所型事業所など、地域生活の基盤整備を推進します。</p> <p>障害者歯科診療施設の運営や施設整備を支援し、障害のある人の歯科診療体制を整備します。</p>
(2) 障害者の地域生活支援・就業支援の推進	<p>関係機関と連携し、相談支援体制を整備するなど、障害のある人の地域生活を支援します。</p> <p>障害者就業・生活支援センターの設置等により、障害のある人の個々の状況に応じた就業支援や生活支援を図るとともに、企業の障害者雇用の促進を図ります。</p>
(3) 障害者の社会参加促進	<p>文化や障害者スポーツの振興などを通じて、障害のある人の社会参加を推進します。</p>

## 3 安全で生活しやすい環境づくり

県民の誰もが安全で心豊かに日常生活を営める社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリーの推進、地域福祉の推進、生活の場の安全確保などに取り組みます。

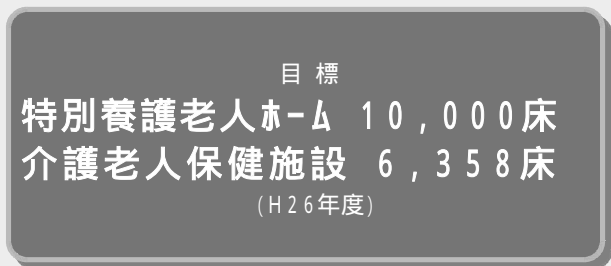
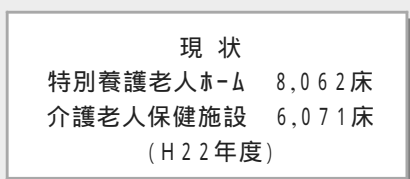
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	<p>誰もが生き生きと心豊かに日常生活を営み、社会活動を行うにあたり、これらを困難にするような住環境のバリアと人の心や意識のバリアを取り除き、また、はじめからバリアを設けないようにするための施策を推進します。</p> <p>民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動支援など、地域において支え合い、共に暮らすことができる地域社会づくりを進め、地域福祉を推進します。</p>
(2) 社会福祉施設の防災指導	<p>高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、社会福祉施設の立入検査を含めた防災指導等により、安全性の向上を図ります。</p>
(3) 住宅セーフティネット*の構築	<p>自力では住宅確保が困難な方などが良好な生活環境を確保できるよう、県営住宅の整備や既存県営住宅を有効活用した改修等、住宅セーフティネットを構築します。</p>

## 4 社会的に弱い立場の人を守る対策の推進

高齢者、児童、認知症患者、心の悩みを抱える人等、さまざまな立場の人の福祉を守る対策を推進します。

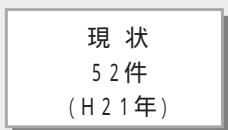
(1) 虐待防止対策の推進	<p>高齢者や児童等に対する虐待防止のため、予防・早期発見・早期対応を推進します。</p>
(2) 認知症対策の推進	<p>認知症への理解を広める県民運動や認知症コールセンターの運営など、認知症高齢者や若年性認知症*患者に関する普及啓発活動や相談支援活動に取り組みます。</p>
(3) 自殺対策の推進	<p>心の悩みを抱える人への相談支援やゲートキーパー*養成など、関係機関と連携し、総合的な自殺対策を推進します。</p>

### 介護保険施設整備状況



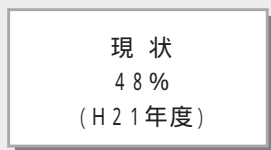
特別養護老人ホームは、地域密着型含む。  
介護老人保健施設は、介護療養病床転換を含む。

### 人にやさしい福祉のまちづくり条例 適合証<sup>1)</sup>の交付件数

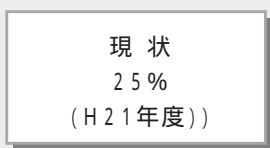


1) 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」(計画本書P.107参照)に定めるバリアフリー化の整備基準をすべて満たした建築物等の施設に交付され、お年寄りや障害のある人など、誰もが安心して快適に利用できる施設であることを表すもの。

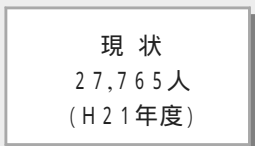
### 歩道のバリアフリー\*化率



### 乗合バスのノンステップバス\*導入率

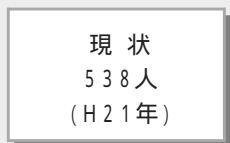


### 認知症サポーター<sup>2)</sup>数(延べ数)



2) 認知症について正しく理解し、地域や職場において認知症の人や家族の応援者・理解者となる人たち。

### 年間自殺者数





プロジェクト 8

# 安全な暮らし実現プロジェクト



## プロジェクトのねらい

県民アンケート調査結果によると、県民は、本県の魅力として「自然災害の少なさ」を一番にあげています。しかし、全国的に見ると大地震、集中豪雨による大規模な災害などが発生しており、生活に重大な影響を与えています。さらに、新型インフルエンザなどの発生が懸念されています。こうした中、近年、安全・安心志向は高まっており、県民は「犯罪や災害の少ない『安全』な群馬県」づくりに大きな期待を寄せています。このような県民の期待に応えるため、安全を確保するさまざまな取組を充実させるとともに、地域全体で支え合う安全な地域づくりを推進します。

## 主な取組

### 1 危機管理体制の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらし、原子力施設事故による影響、災害時の燃料不足などの課題も引き起こしました。このような大規模な震災をはじめとする自然災害、テロ、感染症、家畜伝染病などは、いつ発生するかわかりません。万一の発生に備え、東日本大震災の教訓等も踏まえて、被害を最小限に抑えるために事前に十分な準備を行うとともに、迅速な対応が取れるよう体制を整備します。

(1) 不測の災害対策	東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の見直しを行うとともに、災害発生時の県の具体的な行動計画をまとめた応急対策マニュアルなどの「防災マニュアル」の整備を図り、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を整備します。 災害が万一発生した時に備え、迅速的確な情報収集・伝達が行える体制・システム及び備蓄物資の整備拡充を図るなど、被害を最小限に抑える取組を推進します。 近隣都県との防災ヘリの相互応援協定の締結などをはじめとし、民間事業者や団体等との連携強化を図ります。 関係団体と協力し、災害時等に必要となる医薬品の備蓄を行います。
(2) 新型インフルエンザ対策	強毒性の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を進めるとともに、県民一人ひとりの感染予防の取組や家庭、事業所等における事前準備を促進します。
(3) 家畜伝染病対策	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。
(4) テロ対策	武力攻撃やテロに伴う災害に対処する体制整備に努めます。 テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進します。



## 2 犯罪・交通事故の防止

県民が安全で安心して暮らせるように、犯罪や交通事故の防止に向けた環境整備や各種活動を推進します。

(1) 犯罪対策	<p>犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進します。</p> <p>県民生活に大きな脅威を与えている重要犯罪や重要窃盗犯*の徹底した検挙を図ります。</p> <p>深刻化する振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪や暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進します。</p> <p>防犯出前講座や防犯イベントを開催するなど、県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>子どもの危険回避能力を高め、子どもの安全を確保するとともに、規範意識の醸成など少年の非行防止に努めます。</p> <p>女性を犯罪被害やDV*被害から守るとともに、女性に対する暴力の根絶を目指します。</p> <p>犯罪の被害者とその家族が、平穏な生活が送れるよう支援を推進します。</p>
(2) 交通事故防止対策	<p>自治体、関係機関・団体等の連携を密にした効果的な交通安全活動の推進や段階的かつ体系的な交通安全教育の実施及び交通指導取締りの強化などにより、交通ルールの遵守やマナーの向上を図るとともに、安全運転への意識向上を図ります。</p> <p>高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進します。</p> <p>歩道や信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備します。</p>

## 3 消費者被害の防止・食の安全確保

県民が消費生活や食生活を安全で安心して享受できるよう、消費者相談や適切な情報提供により消費者被害の防止を図るとともに、検査の充実などにより食の安全確保に努めます。

(1) 消費者被害の防止	<p>消費者事故等の発生や被害拡大を防止するため、群馬県消費者行政推進本部の機能強化により、関係情報を確保し、関係機関との緊密な連携を図ります。</p> <p>端緒情報を受ける「消費生活センター」の情報収集機能の強化や消費者への迅速・的確な情報の提供を図るための体制を整備します。</p>
(2) 食の安全確保	<p>食品の安全性を高めるため、食品安全検査センター等において監視指導と連動した食品の検査体制の充実を図り、検査技術の高度化に対応します。</p> <p>放射性物質に関する検査等を継続的に実施し、食の安全を確保します。</p> <p>食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるため、リスクコミュニケーション*を支える人材育成の充実を図ります。</p> <p>食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供と情報公開を促進します。</p> <p>食中毒発生の未然防止を図ります。</p>

## 4 県民による安全な地域づくり

安全な暮らしを実現するため、行政の取組だけでなく、地域のつながりを強化し、地域住民による安全な地域づくりを支援します。

(1) 地域の消防・防災体制の充実	消防団に係る各種PRや消防団協力事業所表示制度の普及を通じた入団促進を図るなどして、地域の消防体制の充実・強化を推進します。 自主防災組織の結成や育成を推進し、地域防災力の強化を図ります。
(2) 地域の防犯体制の強化	犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行います。
(3) 地域における交通安全対策	児童が安全に登下校できるよう交通ボランティア活動への支援を行います。

### 目標・指標

#### 通学路の歩道整備率



#### 交通事故死者数



#### 消防団員の充足率



#### 自主防災組織の組織率



プロジェクト9

# 災害に強い県土を築く プロジェクト

## プロジェクトのねらい

平成23年3月に発生した東日本大震災は、従来言われてきた規模をはるかに超え、原子力発電所の事故も続き、未曾有の大災害となりました。こうした大規模な災害が発生したとき、県民の生命や生活の安全を最優先に確保することが県政の最重要課題であり、そのためには、県として最善の努力をした中で、「想像を超える災害」「想定外」という言葉を使わないよう、大規模な災害への備えを十分に行い、市町村と連携しながら、災害に強い県土をしっかりと築いていく必要があります。

このため、消防体制を強化し消防力の充実・強化に努めるほか、災害時の被害を最小限にとどめるためのハード・ソフト両面の対策の推進、災害時の孤立地区解消対策の推進など、災害に強い県土の整備に取り組みます。

## 主な取組

### 1 消防力の充実強化

災害や火災などの発生に備え、消防体制の強化を推進します。

(1) 消防

県内11消防本部の広域化を推進し、平成28年度を目途に1消防本部体制を目指します。

平成28年6月からの消防救急無線のデジタル方式移行にあたり、共同整備・共同運用を行う消防本部に対し支援を行います。

### 2 防災対策事業の推進

大規模な災害が発生した際であっても、被害を最小限にとどめ、県民の生活をしっかりと守ることができるよう、防災対策事業を推進します。

(1) 災害に強い県土の整備推進

多くの県民が利用する公共施設の耐震補強や洪水に強い河川の整備を図るとともに、災害発生時に避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するための緊急輸送道路等の整備を推進します。

(2) 被害を軽減するハード対策

緊急輸送道路をはじめ、重要な路線上の橋梁の耐震対策を強化するとともに、橋梁やトンネル、下水道施設、学校、住宅などの長寿命化や耐震化を推進します。

台風や近年増加している局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)に備え、河道の拡幅や堤防強化、調節池の整備等による治水対策や土砂災害対策を推進します。

	<p>浅間山や草津白根山などの噴火に備えるとともに、噴火後の火山泥流や土石流対策を国と連携を図りながら進めます。</p> <p>森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を発揮させるため、森林の整備や治山施設の整備を推進します。</p> <p>水道事業者である市町村と連携し、水道における石綿セメント管の更新を促進します。</p>
(3) 被害を軽減するソフト対策	<p>県民に危険箇所の情報を提供するため、土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域図の策定を推進します。</p> <p>高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、社会福祉施設の立入検査を含めた防災指導等により、安全性の向上を図ります。</p> <p>被災情報や避難者の情報等、迅速な災害情報の提供に向け、既存公共施設を活用した情報ネットワークを整備します。</p> <p>迅速な初動体制と早期の災害復旧に向け、担当職員の防災教育や公共施設の情報管理システムを強化します。</p>
(4) 災害時の孤立地区解消対策	<p>災害発生時に地域の孤立を防止するため、斜面崩壊対策や土砂災害の防止対策などを行います。</p> <p>災害発生時にも地域が孤立しないよう、必要な物資・情報の提供や人的支援を迅速に行うシステムを市町村と連携して整備します。</p>

## 目標・指標

### 森林整備面積



### 土砂災害警戒区域<sup>1)</sup>の指定数



1) 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

### 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点をつなぐ路線の落石等危険箇所対策数



### 被災建築物応急危険度判定士数



プロジェクト10

# 誰もが安心して働ける 労働・雇用環境づくり プロジェクト



## プロジェクトのねらい

働くことは生活の基盤であるとともに、働く中で社会と関わり、社会に役立ち・認められることの喜びを覚えます。そして働くことを通した自己実現により自らを成長させていきます。

学校卒業後に、地元で働きたいと思っている学生・生徒や県外に出ても群馬に戻って働きたいと希望する人が多くいます。群馬県の有効求人倍率は、全国的には上位に位置し推移していますが、平成20年秋以降の世界的な景気減速などにより、非正規労働者を中心に雇用の削減が相次ぐなど大きな影響を受けました。また、新規卒者の就職内定率も大きく落ち込むなど厳しい状況ではありますが、「群馬で働きたい」という気持ちをしっかりと受け止め、群馬が好きで、働く意欲を持っている人が本県で安心して生活し活躍することができる雇用環境の整備に取り組めます。

## 主な取組

### 1 就職活動支援・働く場の確保

県内地域産業の雇用ニーズに応じた求職者へのワンストップサービス\*による支援などにより、個々の状況に適したマッチングに取り組めます。また、総合的な雇用対策を推進する体制を強化し、国・市町村・経済団体等と連携した対策を進めます。

<p>(1) 就職支援の充実</p>	<p>「ぐんま仕事チャレンジセンター(仮称)」において、対象者別に分かれている就職支援機能の総合化などにより、きめ細かな就職支援体制の整備を行い、ハローワークの移管等を見据えながらワンストップサービスで県民に利用しやすい就職支援・相談体制を目指します。</p> <p>群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)等において、フリーター*、ニート*等の若者の就職支援に取り組むとともに、中高年齢者、障害者、母子家庭などの個別状況に応じた相談体制や就業支援により、働く意欲のある誰もが活躍できる雇用環境を目指します。</p> <p>Uターン・Iターン*就職のため、ぐんまちゃん家の就職相談や情報提供等により、県外に住む学生等の県内就職を促進します。</p>
<p>(2) 地域企業・教育機関等との連携促進</p>	<p>地元企業の豊かな経験と知識を持つ人材による授業の実施や専門分野の実践的知識・技能を体得する高等学校での長期インターンシップなどにより主体的に自己の進路を決められる能力を養います。</p> <p>新規学校卒業者の県内就職を促進するため、群馬労働局等と連携して、各種面接会などを開催します。</p>

(3) 働く場の拡大による雇用創出

長い期間をかけて蓄積された産業集積や恵まれた立地条件等の本県の強みを活かした企業誘致に、知事自らがトップセールスで取り組むとともに、高度な技術に支えられた本県のものづくり産業の強みを活かし、今後の大きな成長が期待できる「ロボット産業」、「環境関連産業」、「健康科学産業」等への県内企業の新規参入を支援することで、新たな雇用を創出します。

本県経済を支える中小企業を資金面からしっかりとサポートし、販路開拓支援等に取り組むことで中小企業の活性化を図ります。また、商店街のにぎわい創出や地域資源の活用、地域のニーズに対応したビジネスモデルの創出を支援することで、地域の活力を維持し、県民に一番身近な地域の雇用の維持・拡大に努めます。

増え続ける介護サービスニーズに応えるため、人材の介護分野への参入を促進します。

就職・就農相談の開催や農林大学校での技術習得支援などにより、農業を支える多様な担い手の確保・育成を図ります。

豊富な森林資源を有効に活用するため、ぐんま林業学校や森林施業プランナー\*研修などにより、林業を担う若い従事者の確保・育成を図ります。

## 2 再チャレンジ就職支援

正規雇用を希望する労働者や未就職者、ニート等の若者に対する就職支援や職業訓練など、再チャレンジに向けたきめ細かな支援を行います。

(1) 再チャレンジ支援の推進

群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）において、就職氷河期のため正社員になれなかった年長フリーター等に対する就職支援を強化します。

未就職卒業生向け就職支援策を強化しフリーター化等の未然防止に努めます。

学校卒業後や離職後に、職に就けず悩んでいるニート等の若者やその家族に対して、地域若者サポートステーションを中心に、職業的自立を図るための支援を行います。

(2) 多様な職業能力開発機会の提供

専修学校やNPO\*などに委託し再就職のための職業訓練や引きこもり状態を脱した若年者へ職業訓練等を実施します。

円滑な就労を支援するため、産業技術専門学校において、ものづくり系を中心とした施設内訓練などの職業訓練等を実施します。

## 3 働く人への支援

出産や子育て・介護などの家庭生活と職業生活を両立しながら社会で活躍できる仕事と生活の調和や、安心して働くことのできる環境づくりを推進します。

(1) ワーク・ライフ・バランス\*の推進

安心して出産し育児に専念できる環境、子育て・介護をしながら安心して働くことのできる職場環境の整備を促進するため、群馬県育児いきいき参加企業認定制度等により働きやすい環境づくりを企業に働きかけます。

休日・時間外保育などの保育サービスの充実・待機児童の解消など働きやすく育てやすい保育・幼児教育環境の整備を行い仕事と家庭の両立を支援します。

(2) 働く人の安心の確保

複雑・多様化している労働相談に的確に対応するため、県民労働相談センターにおいて労働相談やメンタルヘルス相談を行い、すべての人が安心して働くことのできる環境づくりを推進します。

(3) 教育等の資金サポート

勤労者や失業者の子どもたちが大学等へ進学し教育を受けるための資金を貸付け、本県の将来を担う人材の育成を目的とした制度融資\*を実施します。

## 目標・指標

### 有効求人倍率

現状  
0.56倍  
(H21年)



目標  
1倍以上に回復  
(H27年)

### ジョブカフェぐんま<sup>1)</sup>における就職決定者数 のうち正規雇用率

現状  
52.9%  
(H21年度)



目標  
70.0%  
(H27年度)

1) 若者の能力向上と就職促進を図るため、カウンセリングから職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで一貫した就職支援を行う施設。県内に3カ所開設(高崎・桐生・沼田)。

### 保育所・放課後児童クラブの待機児童数

現状  
122人  
(H21年度)



目標  
0人  
(H26年度)

### 育児休業取得率

(女性)

現状  
97.8%  
(H22年度)



目標  
更に向上  
(H27年度)

(男性)

現状  
1.1%  
(H22年度)



目標  
10.0%  
(H27年度)

### 群馬県育児いきいき参加企業認定数<sup>2)</sup>

現状  
427社  
(H21年度)



目標  
800社  
(H27年度)

2) 育児休業制度を中心とした、両立支援の取組を始めることを宣言した登録企業のうち、一定の認定条件を満たすものとして、認定証を交付した企業数。



プロジェクト11

# 優れた群馬の環境を守り、 未来へ継承する プロジェクト



## プロジェクトのねらい

本県は、我が国における“自然保護の原点”といわれる「尾瀬」に代表されるように、豊かな自然に恵まれています。平成20年度からは、小中学生を対象に「尾瀬学校」の取組を始めるなど、ふるさとや環境について考える人材の育成に積極的に取り組んでいます。

今、地球環境問題が深刻化し、さまざまな悪影響が懸念され、そのための取組が世界共通の課題となっていますが、本県は、率先して、環境を良好な状態で次世代へ引き継いでいくための先進的、特徴的な取組を行って社会をリードしていきます。

## 主な取組

### 1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る

変化に富んだ地形や恵まれた水系を背景にはぐくまれてきた本県の豊かな自然環境について、その保全と適正利用を推進していきます。

<p>(1) 自然環境の保全</p>	<p>自然保護の原点といわれる「尾瀬」について、あるべき姿を展望しながら、保護と適正利用を推進します。また、尾瀬学校などふるさとの環境について学び、考える人材育成に取り組みます。</p> <p>希少野生動植物の保護に関する条例制定や生物多様性*県戦略策定の検討を行うなど、絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。</p> <p>首都圏の水がめとしての役割など、森林の公益的機能を高め維持するため、公的主体等による森林の整備・保全を行います。</p> <p>生物多様性の確保や地域社会と野生鳥獣との共存を図るため、鳥獣の適正管理を推進します。</p>
<p>(2) 水環境の保全</p>	<p>河川水質の向上や生物多様性の保全等に資するため、公共用水域の水質監視や工場排水規制の実施等の水環境を再生する取組を推進します。</p> <p>生活環境、水環境の改善の観点から、汚水処理人口普及率の向上に向けて、汚水処理施設を整備するなど、効果的・効率的な取組を推進します。</p>

(3) 畜産臭気対策等

畜産臭気対策技術の県内畜産農家への普及を支援し、地域環境に配慮した畜産経営の確立を目指します。  
畜産バイオマス\*の利用促進に向け、たい肥化やエネルギー化などの支援を行います。

## 2 地球環境を守る持続可能な社会づくり

地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくため、「低炭素社会\*」、「循環型社会」の実現に向けた取組を、本県の特性を踏まえ率先的に推進します。

<p>(1) 地球温暖化防止のための事業者・家庭・地域の取組</p>	<p>低炭素社会構築に向けた事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。 地球温暖化防止県民アクションなど温室効果ガス削減のための家庭や地域における省エネルギー行動を展開します。 森林が有する二酸化炭素吸収・貯蔵機能を発揮させるための森林の適切な整備・保全、木材利用等を推進します。</p>
<p>(2) 低炭素社会構築に向けた交通対策</p>	<p>エコドライブ*の普及促進、電気自動車等の次世代自動車の導入等促進など自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。 「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」を中心に、産学官が連携して、電気自動車等の普及や地域振興に向けた積極的な取組を検討・実施します。 自動車利用からの転換を図るため、公共交通の利便性の向上を図ります。</p>
<p>(3) 再生可能エネルギーへの転換</p>	<p>日照時間の長さやバイオマス資源等に恵まれた本県の特性を活かし、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギー*の導入促進を支援します。 クリーンエネルギーとしての水力発電の開発、維持等に取り組みます。</p>
<p>(4) 地球温暖化防止のための普及啓発</p>	<p>県民、事業者、行政などすべての主体が連携し、地球温暖化防止の知識や行動について、普及啓発を推進します。</p>
<p>(5) 温室効果ガス削減のための率先実行</p>	<p>温室効果ガス排出削減を率先して実行するため、県有施設の省エネ化を推進するとともに、事務・事業におけるエネルギー使用の削減を徹底します。 公共建築物における木材利用を推進します。</p>
<p>(6) 循環型社会づくり</p>	<p>循環型社会づくりに向け、3R*（リデュース、リユース、リサイクル）に関する市町村の取組支援、排出事業者の指導強化などを行います。 県民の3Rの取組を促進するための支援・PRを実施します。 PCB廃棄物*の適正処理など、廃棄物の適正処理を推進します。 最終処分場適正配置のためのガイドライン策定を検討します。 県警、市町村との情報共有体制の確立、広報啓発等により廃棄物の不適正処理を防止するための監視指導を強化します。</p>

### 森林整備面積



### 公共用水域水質測定調査環境基準<sup>1)</sup>達成率



1) 河川、湖沼の環境基準。ここでは、河川の水質汚濁の指標であるBOD(水中の有機物を微生物の働きによって分解し、酸化して安定な状態にするのに必要とする酸素量)環境規準達成率を用いている。

### 汚水処理人口普及率<sup>2)</sup>



2) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントなどの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合。

### マイクロ水力発電(出力100kW以下)の導入



### 一人一日当たりごみ排出量



プロジェクト12

# 地域住民の生活を支える 「地域力」強化 プロジェクト

## プロジェクトのねらい

人間は、人とのつながりの中で助け合いながら生き、喜びや感動を覚え、成長していきます。人と人とのつながりが大切にされ、住民が協力して地域を支えられる地域社会は、住民にとって安心して暮らせる魅力的な地域の姿です。

近年、我が国全体の問題として、地域における人とのつながりの希薄化が指摘され、また、山間地の過疎化、都市の拡散化・空洞化など地域構造の変化も加わり、人々が当たり前の日常生活を送る上でさまざまな懸念が持たれています。

本県では、地域において人と人が支え合う力としての「地域力」を維持・強化するとともに、しっかりした地域づくり、まちづくりを行っていくことで、世の中の移り変わりに左右されることなく、安全・安心な地域社会を築いていきます。

## 主な取組

### 1 「地域力」の維持・強化

社会環境が大きく変化していく中、県民の安全・安心な暮らしを支える「地域力」を維持・強化することで、地域福祉の向上、防災の備え、犯罪抑止、地域における教育力の向上などさまざまな地域課題に対応していける力を蓄えていきます。

(1) 地域力を維持・強化するための基本方針の検討・策定	地域拠点施設の活用支援など地域力を維持・強化するための効果的な方策を協議する場を、県、市町村、関係団体等により設け、基本方針を策定し、施策展開を図ります。
(2) 地域福祉の向上	一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が地域で安心して生活するために、生活の支援や見守りのためのネットワーク構築など、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村の取組を支援します。 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動支援など、地域において支え合い、共に暮らすことができる地域社会づくりを進め、地域福祉を推進します。
(3) 地域コミュニティの再生・強化	地域の課題解決へ向け、自治会・町内会等地域のコミュニティ機能を強化し魅力ある地域へと向上させる地域自らが行う取組を支援します。

	<p>市民活動の充実や広がりをおいっそう進めるため、団体や活動のネットワークを強化する取組を推進します。</p> <p>群馬交響楽団や上毛かるたを生んだ本県の文化的風土を再評価し、地域の文化的資源を活かした地域づくりを進めるため、文化振興条例（仮称）を制定します。</p> <p>伝統文化の継承活動や自主防犯などの地域活動への支援を通じて、人と人との「絆」で結ばれた新たな地域づくりを推進します。</p> <p>魅力的で住みやすい地域づくりのため、地域が抱える課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決に取り組むコミュニティビジネスの活動を支援します。</p>
(4) 男女共同参画による地域力の向上	<p>県民や団体に対する情報提供や地域における活動、交流、ネットワークづくりの支援などを通じ、活力ある地域社会を形成します。</p>

## 2 誰もが活躍できる社会づくり

年齢、性別、障害の有無、生まれた地域や国籍などにかかわらず、一人ひとりの人権が等しく尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めます。

(1) 人権についての理解・認識の促進	<p>さまざまな人権課題についての理解・認識を深め、県民の人権意識を高めるとともに、日常生活における習慣・文化としての人権意識を定着させるため、講演会や広報媒体を活用した啓発活動などに取り組みます。</p> <p>知識として理解するだけでなく、一人ひとりの人権を尊重した考え・行動を広く根付かせるため、家庭、地域、学校、企業等あらゆる場を通じての活動に取り組み、人権教育・啓発を推進します。</p> <p>一人ひとりを等しく尊重するなど、さらなる人権擁護に努めるよう、教職員や社会教育関係者など人権に関係の深い職業に従事する人に対し、研修会等による積極的な人権教育・啓発を推進します。</p>
(2) 多文化共生*社会の実現による豊かな地域づくり	<p>県認定多文化共生推進士の育成・活用や日本語教育の充実など外国籍県民の自立・社会参画を推進します。</p> <p>外国人集住地域の課題解決に向け、市町村、大学、NPO*等と連携し多文化共生推進体制を整備します。</p>

## 3 地域づくり・まちづくり

地域構造の変化や地域にある特性を捉え、県民の安全・安心な暮らしを守る生活の土台・基盤となる地域づくり、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) 地域活動の促進	<p>伝統文化の継承活動や自主防犯などの地域活動への支援を通じて、人と人との「絆」で結ばれた新たな地域づくりを推進します。</p> <p>ボランティア活動等に関する相談・情報提供・支援等を通じて、ボランティア活動を促進します。</p> <p>地域コミュニティの活動や交流の拠点となる集会施設の設置・改修を支援します。</p>
(2) 過疎・山村地域振興	<p>豊かな自然、観光資源などの地域資源や東京圏との近接性といった本県の過疎地域の特性を十分に活かし、都市との交流促進などの過疎対策を推進します。</p>

	<p>地域住民自らが地域の課題を発見し解決していく地域力の向上を図るため、話し合いの場や地域における優れた人材の育成に努めます。また、地域の見回りなどを促進し、山村集落等が活性化する取組の支援を行います。</p> <p>農地や農業用施設を保全する地域住民の協働活動や、地域資源を活かした農業生産活動などを支援し、集落機能の維持・発展を図ります。</p>
(3) 魅力あるまちづくりの推進	<p>都市計画制度の適時適切な運用により拡散した都市のコンパクト化など、適切な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>疲弊・空洞化している市町村の中心部の再生・活性化に向けて、地域住民と市町村との一体的取組や中心市街地に人を呼び戻すための施策を市町村と連携して支援します。</p> <p>地域コミュニティの担い手である商店街が地域との連携強化を図る取組や商店街の活性化に取り組む人材育成を支援することで、地域住民相互の交流や商店街の活性化を促進します。</p> <p>交通網の充実やバス、鉄道事業者に対する支援などを通じ、交通弱者の日常生活における“活動の足”の確保に取り組みます。</p> <p>地域の良好な景観・風情の形成などに関わる住民の取組のサポートや道路景観整備等を通じて、地域のまちづくりを支援します。</p>
(4) 人と人をつなぐICT*（情報通信技術）の利活用	<p>地上デジタル放送をすべての地域で見られるよう、国、市町村、放送事業者と協力して環境整備に努めます。</p> <p>技術進歩の著しい情報化社会への適応を目指し、情報化教育や研修会の開催、電子申請システムの普及などに取り組みます。</p> <p>これまでICTに触れる機会が少なかった地域住民に、パソコンチャレンジ講座など、その便利さを体験できる機会をつくり出します。</p> <p>地域においてICTの利活用を担う人材の育成を推進します。</p>

## 目標・指標

### 観光ボランティアガイド数



### 独居老人訪問等社会福祉活動団体数（自治会、町内会等認可地縁団体の活動状況）



### 自主防災組織の組織率

